

職員の任用に関する規則（昭和 27 年鳥取県人事委員会規則第 11 号）第 17 条第 1 項の規定に基づき、平成 20 年度に採用する鳥取県職員の採用試験の実施について、次のとおり公告する。

平成 19 年 7 月 3 日

鳥取県人事委員会委員長 佐 蔵 絢 子

1 試験の名称

平成 19 年度鳥取県公立学校栄養職員採用試験（短大卒業程度）

2 採用予定者数

2 名程度

（注）採用予定者数については、今後の欠員等の状況により変更する場合がある。また、試験の結果によっては合格者がいない場合もある。

3 対象となる職

市町村立若しくは組合立の小学校若しくは中学校、県立の特別支援学校又は学校給食センター（学校給食法（昭和 29 年法律第 160 号）第 5 条の 2 に規定する共同調理場をいう。）に勤務する行政職給料表 1 級相当程度の職員の職

4 給与

この試験に合格し、採用された者には、原則として給料月額 151,000 円のほか諸手当が支給される。

なお、この給与については、現在、鳥取県知事等及び職員の給与の特例に関する条例（平成 17 年鳥取県条例第 44 号）第 7 条の規定による減額措置をしており、減額後の給料月額は、147,980 円である。

5 受験資格

受験資格は、次のとおりとする。ただし、地方公務員法（昭和 25 年法律第 261 号）第 16 条の規定により地方公務員となることができない者は、受験することができない。

（1）昭和 47 年 4 月 2 日以降に生まれた者であること。

（2）栄養士法（昭和 22 年法律第 245 号）第 2 条第 1 項に規定する栄養士の免許を有する者又は平成 20 年 3 月 31 日までに取得見込みの者であること。

（3）日本国籍を有しない者にあつては、次のいずれかに該当する者又は平成 20 年 3 月 31 日までに該当する見込みの者であること。

ア 出入国管理及び難民認定法（昭和 26 年政令第 319 号）別表第 2 の上欄に掲げる永住者、日本人の配偶者等、永住者の配偶者等又は定住者

イ 日本国との平和条約に基づき日本の国籍を離脱した者等の出入国管理に関する特例法（平成 3 年法律第 71 号）による特別永住者

（注）日本国籍を有しない職員は、公権力の行使又は公の意思形成への参画に携わる職以外の職に任用される。

6 第 1 次試験

（1）試験種目

教養試験（多肢選択式）及び専門試験（多肢選択式及び記述式）

（2）試験の期日

平成 19 年 9 月 23 日（日）

（3）試験の場所

鳥取大学工学部 鳥取市湖山町南四丁目 101

鳥取大学医学部基礎講義棟 米子市西町 86

7 第 2 次試験

（1）試験種目

作文試験、人物試験（個別面接及び集団討論）及び適性検査

(2) 試験の期日

ア 作文試験及び適性検査

平成19年10月21日(日)

イ 人物試験

平成19年10月29日(月)から同月31日(水)まで

(3) 試験の場所

ア 作文試験及び適性検査

鳥取県庁講堂 鳥取市東町一丁目220

イ 人物試験

鳥取県庁会議室 鳥取市東町一丁目220

8 合格者の発表

(1) 第1次試験合格者

平成19年10月11日(木)に鳥取県庁本庁舎、東部総合事務所、八頭総合事務所、中部総合事務所、西部総合事務所及び日野総合事務所の1階屋内掲示板等とその受験番号を掲示して発表するとともに、インターネット上の鳥取県のホームページ(とりネット)に掲載する。

なお、合格者には書面で通知する。

(2) 最終合格者

平成19年11月15日(木)に、鳥取県庁本庁舎、東部総合事務所、八頭総合事務所、中部総合事務所、西部総合事務所及び日野総合事務所の1階屋内掲示板等とその受験番号を掲示して発表するとともに、インターネット上の鳥取県のホームページ(とりネット)に掲載する。

なお、合格者には書面で通知する。

9 採用の方法

(1) 最終合格者は、鳥取県人事委員会(以下「人事委員会」という。)が作成する採用候補者名簿に成績順に登載される。人事委員会は、任命権者からの提示請求に従って最終合格者を成績順に提示する。任命権者は、欠員等の状況も考慮しながら、提示された者のうちから採用に係る審査等を行って採用者を決定する。したがって、採用候補者名簿に登載された者がすべて採用されるとは限らない。

(2) 採用候補者名簿の有効期間は、名簿確定の日から原則として1年間とする。

なお、採用は、原則として平成20年4月1日の予定であるが、欠員等の状況によってはそれ以前に採用することもある。

また、5の(2)又は(3)に定める期日までにこれらに定める資格又は免許を取得し、又は受けることができない場合は、この試験に合格しても採用されない。

10 受験手続

(1) 受験申込書の配布

受験申込書は、鳥取県人事委員会事務局、鳥取県庁本庁舎受付、東部総合事務所県民局、八頭総合事務所県民局、中部総合事務所県民局、西部総合事務所県民局、日野総合事務所県民局、東京事務所、大阪事務所及び名古屋事務所において配布する。

(2) 受験の申込み

受験希望者は、次のいずれかの方法により申込みをすること。

ア 所定の受験申込書1部に必要事項を記入の上、鳥取県人事委員会事務局に持参、郵便又は民間事業者による信書の送達に関する法律(平成14年法律第99号)第2条第6項に規定する一般信書便事業者若しくは同条第9項に規定する特定信書便事業者による同条第2項に規定する信書便(以下「信書便」という。)により提出する方法

イ インターネット上の鳥取県のホームページ(とりネット)の電子申請の受付サービス(<http://www.shinsei.pref.tottori.lg.jp>)を利用して申込みをする方法

(3) 受付期間及び受付時間

ア 持参、郵便又は信書便による申込みの場合

(ア) 受付期間

平成19年8月9日(木)から同月24日(金)までの日(日曜日及び土曜日を除く。)

なお、郵便又は信書便による申込みは、平成19年8月24日(金)までの消印又は信書便の役務のうち消印に準ずるもののあるものに限り受け付ける。

(イ) 受付時間

午前8時30分から午後5時30分まで

イ インターネットによる申込みの場合

平成19年8月9日(木)午前0時から同月24日(金)午後12時まで

11 その他

- (1) 受験手続その他受験に関する問合せは、鳥取県人事委員会事務局(〒680-8570 鳥取市東町一丁目271 電話0857-26-7553)に行うこと。
- (2) 受験申込書の請求、受験に関する問合せ等を郵便又は信書便によって行う場合には、90円切手をはったあて先明記の返信用封筒を同封すること。
- (3) 試験の詳細については、別に受験案内が作成されているので、参照すること。